

快適な職場づくりを目指して 就労環境改善サポート補助金のご案内

長時間労働の是正など、就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業者等に補助金を交付し、誰もが働きやすい職場づくりを支援します。



補助対象経費

(1) 就業規則の作成又は見直しに関する経費

・ 社会保険労務士への委託経費

(2) 長時間労働是正のための設備導入に関する経費

・ タイムレコーダーの導入経費
・ 勤怠管理システムの導入経費

(3) 就労環境の改善のための設備導入に関する経費

【補助対象となる経費の例】

- ・ 暑熱対策のためのエアコン、スポットクーラー及び屋外作業用ファン付き作業着の導入経費
- ・ 寒冷対策のためのエアコン、ストーブ及びヒーター付作業着の導入経費
- ・ 身体的負担軽減や臭気抑制のための従業員用トイレの改修経費
- ・ 従業員の換気対策のための換気扇の導入経費
- ・ 従業員の感染症対策のための空気清浄機の導入経費
- ・ 粉塵による健康不安対策のための集塵機の設置経費
- ・ 作業内容に応じた適切な照度を確保するためのLED照明器具の導入経費

申請期間

令和5年4月25日(火)～6月19日(月)【当日必着】

※補助金は予算の範囲内で交付するため、希望された金額を交付できない場合がありますので、ご了承願います。
※アドバイザー派遣は5月31日(水)までに申し込んでください。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内(上限:20万円)

※ただし、就業規則の作成又は見直しについては、その他の規程等の作成を含み、10万円が補助上限額となります。

就労環境改善サポート補助金

1 趣旨

長時間労働の是正等、就労環境の改善に積極的に取り組む中小企業者等に補助金を交付し、府内企業の就労環境の改善を支援

2 補助対象者

京都府内に事業所を有する労働者災害補償保険の適用事業場で、以下のア～エのいずれかに該当し、京都府社会保険労務士会が実施する就労環境改善サポートアドバイザーの派遣により、就労環境の改善に向けたアドバイスを受け、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、就労環境改善等の取り組みを行うもの。ただし、過去3年間(令和2年度～令和4年度)に本補助金を受給した事業者は交付の対象となりません。
(※みなし大企業に該当しないもの及び国又は地方公共団体から出資を受けていないものに限る。)

ア 中小企業者等で下表に掲げるもの

業種・組織形態	補助対象者	補助対象者	
		資本金 (資本金の額又は出資の総額)	従業員 (常時使用する従業員数)
① 製造業、建設業、運輸業	右記以下の場合(個人事業主を含む)・従業員規模の一方が	3億円	300人
② 卸売業		1億円	100人
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)		5,000万円	100人
④ 小売業		5,000万円	50人
⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)		3億円	900人
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業		3億円	300人
⑦ 旅館業		5,000万円	200人
⑧ その他の業種(上記以外)		3億円	300人
⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会		
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下の者		
⑪ 社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者		
⑫ 財団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種		
⑬ 特定非営利活動法人	に記載の従業員規模以下の者		

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

エ ア～ウに掲げるもののほか、特に中央会が認めるもの

3 補助対象期間(京都府内の事業所において実施される取組が対象となります。)

交付決定日(事前着手日)～令和5年12月31日(日)

手続の流れ



就労環境改善サポートアドバイザー派遣により、就労環境の改善に向けたアドバイスを受ける【必須】

※アドバイザー派遣は5月31日(水)までに申し込んでください。京都府社会保険労務士会 TEL 075-417-1881 FAX 075-417-1880
※申請書は京都府中小企業団体中央会のホームページからダウンロードできます。



京都府中小企業団体中央会に交付申請書等を提出(郵送、持参のいずれか)

※郵送する場合は、簡易書留、レターパック、特定記録郵便など追跡が可能な記録が残る方法にて提出願います。
※持参する場合は、令和5年6月19日(月)の17時までに持参してください。



事業内容、効果について意見聴取会(審査会)において審査し、採択または不採択の通知をします。採択の場合は、交付決定を行います。 ※40社程度採択予定



事業を実施し、効果を確認の上、京都府中小企業団体中央会に実績報告書等を提出

※就労環境の改善のための設備導入に関する申請にあたっては、1つ以上の「成果目標」を設定いただき、その達成状況について2週間以上の期間において効果を測定の上、実績報告書に記載してください。



実績報告書等の内容を確認し、補助金の金額確定(精算払)

京都府中小企業団体中央会 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

まずご相談ください

お問い合わせ・申請先

TEL 075-708-3701 FAX 075-708-3725

【受付時間】月曜～金曜(祝日・年末年始除く)9時～12時、13時～17時

補助金の詳細は、京都府中小企業団体中央会のホームページをご覧ください。http://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/